

奨学金制度のご案内

卒後、宮崎生協病院の医療に参加される意思をもった医学部、看護、医療系、介護学生のみなさんに勉学に集中できる経済的な援助と将来一緒に働く、他職種奨学生との交流など目的で奨学金制度を設けています。

宮崎生協病院及び宮崎医療生協内の事業所で決められた期間就業することで、返済が免除されます。

対象

1、医学部制	—1ヶ月10万円
2、看護学生	—1ヶ月3～5万円
3、薬学部性	—1ヶ月5万円
4、医系学生	—1ヶ月5万円
5、介護学生（専門学生）	—1ヶ月5万円
6、介護学生（高校生の介護科、福祉科など）	—1ヶ月3万円

期間

奨学金の貸与期間は、必要な手続き終了後、理事会等で奨学金支給決定が認められた月から卒業までの期間とします。但し、その期間は最低就学期間を限度とします。（例：医学部・薬学部6年、看護大学4年、看護学生3年など）

返済免除例

医学部一奨学金の貸与を受けたものが3年以上かつ奨学金の受給期間と同一期間、宮崎民医連の病院・診療所に勤務した場合は奨学金の返済義務を免除します。但し、宮崎民医連の病院・診療所以外での研修期間及び疾病等により勤務できなかった期間をのぞくこととします。

医系学生一この規程による奨学金の貸与を受けた者が奨学金の受給期間（1年未満は1年に繰り上げ）と同一期間、宮崎医療生協の院所に勤務した者は、奨学金の返済義務を免除する。ただし、宮崎医療生協の院所以外での研修期間および疾患等により勤務できなかった期間を除く。

詳細は本部総務部（0985-23-7168）までお尋ねください。